

あつれんが

- 2面 国際私法が新しくなります
- 3面 平成18年度人権啓発フェスティバル(北海道会場)が開催されました 完成!平成18年版犯罪白書
- 4面 法の日イベント『赤れんが秋まつり』



2007 January Vol.17

法務省大臣官房
秘書課広報室
Tel:03-3580-4111(代)

● 法務省の詳しい情報は下記のホームページをご覧ください。
<http://www.moj.go.jp/>

未来を担う子どもたちのために、 今すぐはじめたい法教育

法教育が、静かな反響を呼んでいます。

誰も、子どもたちが担っていく未来の社会は、
今よりさらに自由で公正であってほしいと願うでしょう。

そんな願いの実現を目指す法教育の魅力に迫るため、

ツカサくんとノリコちゃんが法教育博士にインタビューします。



法教育

もの考え方を 身に付ける

ツカサ うちのクラスでは、今度法教育の授業をやるらしいんだけど、法教育ってなんだか難しそうだね。法律の条文を覚えたりしなきゃいけないなら、暗記の苦手なボクはちよっとカンベンしてもらいたいな。

博士 よくある誤解だけど、法教育といっても、条文を覚えたりする必要はないんだ。大事なのは、子どもたちが、法や司法制度の意義や、その背景にある価値観を真剣に考え、自分なりに実感として理解すること。そこから、公正な判断力とか、社会への参加意識といった、知識だけでは得られない、自由で公正な社会を支える「ものの考え方」を身に付けることを目指しているんだ。

法や司法のイメージ

ノリコ でも、「法」って、私たちがの行動を縛り付けている感じがして、あんまりイメージよくないなあ。「司法」だって、法律家の人たちは別にして、私たちみんなに関係することじゃないように思うんだけど。

博士 「法」規制」というイメージは、実は、法をひとつの側面から見ているに過ぎないんだよ。法は、もともと、それぞれ異なった個性と価値観を持つ人々が、社会をつくって

一緒に生活する上で、お互いを尊重しながらともに協力して生きていくためのルールなんだ。法の本来の目的は、規制することではなくて、国民の権利を守り、義務を明らかにすることによって、国民の活動を促して、生活をより豊かにするということなんだよ。

それから、司法制度についても、生活の中で起こった争いごとを最終的に解決してくれるものとして、法律の専門家だけでなく、本来国民みんなが支えるべきものだよね。司法制度改革も、司法を国民全体で支える基盤づくりを目指してきたんだ。これから裁判員制度が始まったから、誰でも裁判員として司法に関わっていくことになるんだから、まさにみんなに関係することだよ。

第二に、日常生活で法を主体的に利用できる力も大切だよ。そのために、法教育は、日常生活に関係する身近な問題を題材として、契約自由の原則などの個人と個人の関係における基本的なルールを理解するとともに、消費者保護などの経済活動に関する問題が法と深くかかわっていることを認識することを目指しているよ。

法教育のポイント

ツカサ なるほど。でも、法や司法について勉強することが、どうして自由で公正な社会を支えるものと考え方を身に付けることと結びつくの？

博士 いい質問だね。ポイントしようか。第一に、法教育は、法やルールをつくる体験をすることにより、法は人を縛るためのものではないことを実感するとともに、自分自身の利害にも関わるルールを定めるときには積極的に参加すべきだということ、自分たちで決めたルールは守らなければならないこと、理解を



加する意欲を高めることも目指しているんだ。ちなみに、平成15年に法務省で発足した「法教育研究会」は、こうした4つのポイントにそって、中学3年生向けに4つの教材例を作ったんだ(図参照)。実際の授業でも、この教材例が参考にされることが多いんだよ。

法務省ホームページへ 今すぐジャンプ!

ノリコ へえー。法教育って、なんだか思っていたよりも面白そう。授業が待ち遠しいわ。もっと法教育のことを知り

NEWS 国民の理解と信頼の向上に貢献した公務員に対して送られる「人事院総裁賞」に

青葉女子学園創作オペレッタ指導チームが選ばれました。

「人事院総裁賞」とは、公務員等に対する国民の理解と信頼を高めることに貢献した職員や職域グループをたたえるために設けられたもので、19回目となる今回は、個人で1名、職域で3部門の合計4組が選ばれました。

授与式は、昨年12月4日(月)東京都内の明治記念館において行われ、受賞者はその後、天皇皇后両陛下への御接見を賜るという栄誉に浴しました。

青葉女子学園は、仙台市にある女子少年院です。ここで働いている法務教官はほとんどが女性であり、交替制勤務を行いながら、少女たちの再非行防止に24時間体制で取り組んでいます。その集大成として、脚本、作詞・作曲、美術、衣装、照明に至るまですべて少女たちが手作りで制作する創作オペレッタを昭和61年から上演し、この教育活動を通じて、少女たちの協調性や共感性を育て、自己イメージの回復、保護者との関係調整を図っています。今回の受賞について、代表者から「私たちの地道な取組を認めていただき、大変うれしく思っています。これからも創作オペレッタで引き出した少女たちの自ら変わろうとする力を大切に、日々の矯正教育に全力で当たってまいります。」とのコメントが寄せられました。



● 青葉女子学園のみなさん

ノリコ 張り切るのはいいけど、授業が始まるまでに燃料切れしないですね…。

ツカサ よーし、ホームページをチェックして、授業にも主体的に参加するぞ!

博士 法務省のホームページがあるよ。ここまで話してきたことの詳細は、さっき言った4つの教材例を含めて、法教育研究会がまとめた報告書を見るといいよ。
(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/index.html>)。また、法務省では、法教育研究会の報告書を踏まえながら、法教育の今後のあり方を検討し、法教育を推進することを目的とする「法教育推進協議会」が設けられていて、活発に議論がされているんだ。
(http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/kyou_gikai/index.html)。

国際私法が

新しくなります

「法の適用に関する通則法」が平成19年1月1日から施行されました。この法律は、国際的な私法関係にどの国の法が適用されるかについてのルールを現代化するものです。

「国際私法」って?

日本の会社がドイツの会社に対して製品を輸出する契約を電子メールのやりとりで締結した場合、適用されるのは日本法かドイツ法か? アメリカ製の電化製品を日本で購入した人が、その製品を韓国で使用中に製造物の欠陥によって怪我をした場合、適用されるのはどの国の法か?

このような国際的な私法関係に、どの国の法が適用されるかについての定めを一般に国際私法と呼んでいます。この国際私法の基本法である「法の適用に関する通則法」が平成19年1月1日から施行されました。この法律の前身である「法例」は、明治31年に制定されて以来、全面的な見直しが行われてこなかったのですが、交通手段の発達やインターネットなどの通信技術の発達などによって国際的な紛争が増加した現状を踏まえ、全面的な見直しがされたものです。

契約にはどの国の法が適用される?

当事者の準拠法選択がない場合の法律行為の成立及び効力に



費者・労働者を保護していません。また、準拠法の選択がない場合には、消費者契約には消費者の常居所地国法が準拠法とされています。

不法行為にはどの国の法が適用される?

不法行為に適用される法については、法例では一律に原因事実発生地法によるものとされていましたが、規律を明確にするため、通則法では、被害者保護の観点から結果発生地の法によることを原則としつつ、加害者の利益にも配慮してその地における結果の発生が通常予見できないものであったときは加害行為地法によるものとされています。

また、生産物責任及び名誉・信用毀損といった特殊な類型の不法行為については、それぞれ原則として被害者が生産物の引渡しを受けた地の法及び被害者の常居所地法による等の特則を設けています。例えば、アメリカ製の電化製品を日本で購入して引渡しを受けた人が韓国で使用中に製造物の欠陥によって損害を被った場合は、日本法が適用されることとなります。

その他、債権譲渡の債務者その他の第三者に対する効力について、法例では債務者の住所地法としていたのを通則法では債権流動化の促進等の観点から譲渡される債権に適用すべき法によるものとする、行為能力の取引保護規定について、法例では日本でされた法律行為のみに適用されるとしていたのを外国でされた法律行為についても適用することとするなどの改正がされています。また、通則法は、後見開始の審判や失踪宣告について、日本に国際裁判管轄がある場合を明確にし、その際の適用される法律は日本法とすることとしています。

裁判員制度広報

昨年10月3日、東京・新橋のヤクルトホールにおいて、第47回「法の日」週間記念行事が開催され、約200名の方にご来場いただきました。

このイベントは、前年と同様、平成21年5月までに始まる裁判員制度をテーマに取り上げ、ご来場された方々に裁判員制度への関心を持っていただく、さらに参加に対して意欲を持っていただくことを目的として企画いたしました。

第1部では、裁判員制度広報映画「評議」(最高裁判所制作)を上映しました。



裁判員制度トークショーの様子

同映画上映前には、主演で裁判長役の榎木孝明さんが「自分が裁判員になったつもりで見て欲しい」と紹介し、「ご来場された方も、おそらく自分を裁判員に置き換えて見て下さったと思います。」

第2部では、「裁判員制度トークショー」と題して、榎木孝明さんとアナウンサーの松本尚子さんが、裁判員制度に対する疑問や不安を語り合

い、その疑問や不安に対し、判事、検事、弁護士、法曹三者が解説者となり、制度の内容

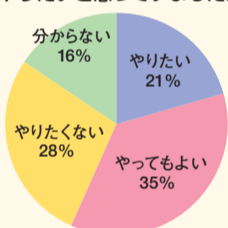
容などを踏まえて分かりやすく説明しました。また、トークショー終了後は、会場の方全員が参加するクイズ大会を行いました。クイズの内容は裁判員に選ばれた際の疑問等を中心に、○×形式で行い、最後まで残った数名の方に賞品をお渡しするものでしたが、みなさん勉強熱心の方が多く、多数の方が残りませんでした。そこで、最後は榎木さんとジャンケンを行い、勝ち

残られた7名の方に、榎木さんがお描きになられた水彩画をプリントした2007年オリジナルカレンダー(直筆サイン入り)と裁判員制度シンボルマーク入りTシャツがプレゼントされました。

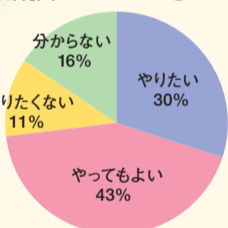
イベント終了後に、ご来場された方々にアンケートをお願いしたところ、約7割の方から「裁判員をやりたい」、「裁判員をやってもよい」と参加に積極的な回答をいただきました。

今後このようなイベントを開催し、裁判員制度へのご理解をいただけるよう努めていきたいと思っております。

質問 このイベントの前は、裁判員をやりたいと思っていましたか。



質問 イベントに参加した後は、裁判員をやりたいと思いませんか。



訴訟とは、争いを解決するために、問題点の所在を見極めることが最も重要です。紛争の事実関係を把握し、法律や判例、文献などを調査し、

また、上席訟務官等と議論を重ねることによって、問題の解決策を見出し、その主張を法的に

訟務官の仕事内容

国民のみならず、仕事をする中で、苦労した(している)こと等のエピソード

訟務官になって間もないころ、国側敗訴の判決を受けました。その場合の対応も十分に準備していたつもりだったのですが、実際に法廷で敗訴の判決を受けると、気持ちが動揺してしまいました。頭が真っ白になってしまいました。トラウマでしようか、今でも、裁判官からの判決の言渡しの瞬間は、心臓がドキドキしてしまいます。



訟務官



たかはしりこ 高橋律子さん 富山地方法務局 訟務部門

に論理構成できたときには、訟務官としてのやりがいを感じますし、それが裁判で認められれば、その充実感はこの上もないものがあります。





●人権イメージキャラクターソング「～世界をシェアせに～」の大会唱

平成18年度 人権啓発フェスティバル (北海道会場)が 開催されました

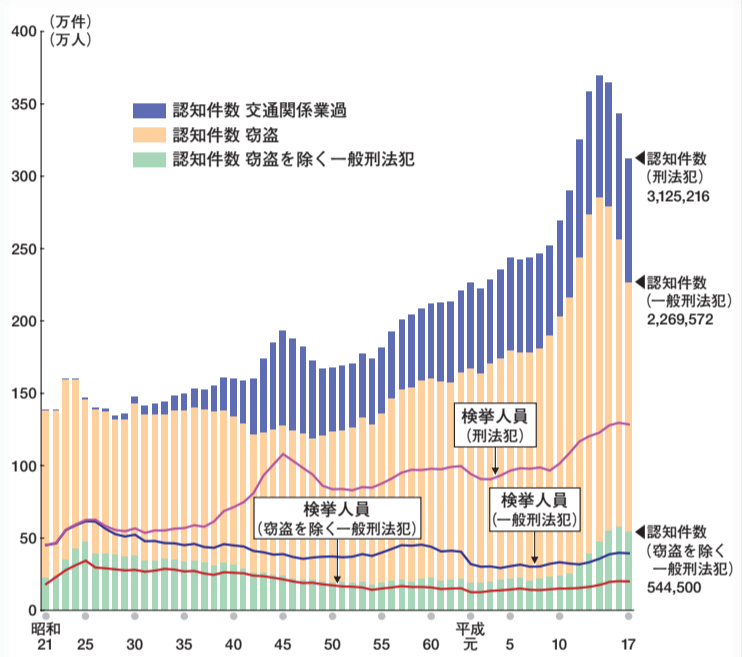


人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

平成18年度人権啓発フェスティバル(北海道会場)「スマイル&ハートフルフェスタ2006北海道」が、昨年11月3日(金・祝、4日(土))の両日、法務省、文部科学省、全国人権擁護委員連合会、北海道、札幌市、(財)人権教育啓発推進センター等の主催により、メインテーマを「育てよう 一人一人の 人権意識 ―思いやりの心・かけがえない命を大切に―」、地域テーマを「つたわるね!あなたの笑顔で、わたしも笑顔」と題し、北海道札幌市の北海道立道民活動センター(かである2・7)などにおいて開催されました。

人権啓発フェスティバルは、みなさんに気軽に参加してもらえる方式を取り入れつつ、幅広くいろいろな人権啓発活動を一体的・総合的に行うことにより、より多くの人たちに参加してもらい、人権の大切さについて考えてもらうことを目的として、毎年全国各地2か所で開催しているものです。

刑法犯の認知件数・検挙人員の推移 (昭和21年～平成17年)



注 1. 警察庁の統計による。 2. 昭和30年以前は、14歳未満の者による触法行為を含む。 3. 昭和40年以前の一般刑法犯は、「業過を除く刑法犯」である。

完成!平成18年版 犯罪白書



犯罪白書とは?

犯罪白書は、法務総合研究所が、刑事政策に関する基礎資料として、昭和35年以来、毎年作成・発刊しているものです。内容は、犯罪の動向等を説明している基本的な部分と、注目すべきテーマについて分析・説明する特集部分との2本立てになっています。

平成18年版の特集は?

特集のテーマは、「刑事政策の新たな潮流」です。

平成14年に警察等が認知した一般刑法犯(刑法等の定める犯罪全体から交通事故による過失事件を除いたもので、国民の生命、身体、財産等を侵害する犯罪の大半が含まれています。)の事件の数は、戦後最多を記録しました。また、子供を標的とした特異で凶悪な犯罪や保護観察対象者による重大な再犯事件が相次いで発生したことなどによって、国民の治安に対する不安が高まっています。

そこで、平成18年版の白書では、最近の治安回復に関連する政府の取組を概説するとともに、国民が身近に不安を感じ、社会的関心の高い犯罪の一例として性犯罪を取り上げ、その動向や再犯状況、再犯防止に向けた

犯罪は減っているの?

平成17年の警察等が認知した一般刑法犯の事件の数は、約227万件で、昨年より約29万件減少しています。これで一般刑法犯の認知件数は3年連続の減少となりましたが、戦後を通じて見れば、依然として高水準にあります。また、詐欺や暴行は17年も増加していること、インターネットを利用した新しい犯罪が増加していることから、犯罪情勢は、なお予断を許さない状況です。

治安回復のための政府の取組は?

政府は、平成15年に国民の不安を解消し、治安の回復を図るため、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定し、例えば、自主防犯活動への支援や少年の居場所づくりの促進を行っています。また、重大犯罪に適切に対処するため、裁判の判決でこれまでより長い期間の刑を言い渡せるよう刑法の改正を行いました。

矯正の最近の取組は?

平成18年5月から刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(受刑者処遇法)が施行され、これまでの作業に加え、個々の受刑者の問題等に応じ、犯罪の責任を自覚させ、社会生活に必要な知識や生活態度を習得させ

保護の最近の取組は?

平成18年6月、「更生保護のあり方を考える有識者会議」は、法務大臣に対して、国民・地域社会の理解の拡大、実効性の高い官民協働(保護観察対象者に対し、保護観察官と保護司がそれぞれの特性を生かして、協力し、充実した働きかけを行うこと)の確立、強じんな保護観察の実現を改革の方向とする報告書「更生保護制度改革の提言―安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して―」を提出しました。法務省ではこの提言を踏まえた取組を開始しました。

性犯罪の概況は?

平成17年の強姦の認知件数は約2000件、強制わいせつ約9000件でした。強姦、強制わいせつは、いづれも未成年を被害者とする比率が高く、また、それら以外の罪名であっても、その主たる動機・原因が性的欲求である犯行も少なくありません。

性犯罪者の再犯状況は?

法務総合研究所の行った調査によれば、刑事施設を出所した性犯罪受刑者のうち、5〜6年以内には再び犯罪を行い、裁判で実刑又は執行猶予・罰金となっ

た者の比率は39.9%、再び性犯罪を行って、裁判で実刑となった者の比率は11.3%でした。また、裁判で執行猶予判決を受けた性犯罪者のうち、4〜5年以内に再び犯罪を行い、裁判で実刑又は執行猶予・罰金となった者の比率は13.5%、再び性犯罪を行って、裁判で実刑となった者の比率は3.8%でした。



●刑事施設におけるグループワークの様子

性犯罪者の再犯防止策は?

平成18年度から、性犯罪者の再犯防止のため、刑事施設及び保護観察所において性犯罪者処遇プログラムが開始されました。このプログラムは、受講者がグループワーク等を通じて、ものごとに対処するうえでの理解がみや望ましい行動とは何かを理解し、他者への共感や被害者に対する理解を深めていくというものです。このような科学的、体系的な処遇プログラムが全国的な規模で実施されるのは、我が国において初めてのことで、白書では、このプログラムの概要を紹介しています。

法の日「赤れんが秋まつり」 イベント「赤れんが秋まつり」

《みんなで奏でる司法のハーモニー》を開催!

《みんなで奏でる司法のハーモニー》をテーマに、法務省と最高検察庁は、昨年9月30日(土)、10月1日(日)の両日、省内を一般開放し、国民のみなさんに法務行政等の理解を深めてもらうため、イベント「赤れんが秋まつり」を開催しました。

このイベントは、10月1日の「法の日」*にちなみ、裁判員制度や日本司法支援センター(愛称「法テラス」)などを楽しみながら広くみなさんに知ってもらおうと実施したものです。

アナウンサーの延友陽子さんが総合司会を務め、長勢甚遠法務大臣と森山眞弓元法務大臣のあいさつにはじまりました。来場者と検事総長が直接対話する「検事総長と語ろう会」や「模擬裁判(あなたも裁判員)」、「司法制度改革シンポジウム」を行い、裁判員制度など司法制度改革について分かりやすく紹介しました。



●長勢法務大臣のあいさつ

また、刑務所作業製品の展示即売コーナーを設置したほか、「司法制度改革シンポジウム」のパネリストを務めたヴォーカリスト鈴木重子さんのコンサートや無形文化財「秩父屋台囃子(ちちぶやたいばやし)」の和太鼓の演奏も行い、イベントを大いに盛り上げました。

秩父屋台囃子

(9月30日)



●秩父屋台囃子の演奏

「赤れんが秋まつり」のオープニングとして、高野右吉氏と秩父屋台囃子保存会・秩父社の方々が、更生保護の振興を願い、勇壮な和太鼓の迫力ある演奏で会場を熱気に包み込みました。

検事総長と語ろう会

(9月30日)

但木敬一検事総長が「日本人と裁判員制度」と題して語り、

日本人としての裁判員制度への理解と積極的な参加を呼びかけました。その後、会場からの意見や質問を聞きながら一緒に裁判員制度について考えました。



●但木敬一検事総長

会場からは、「裁判員はどのようにして選ばれるのか」、「裁判官と対等に話などができるのか」などの質問が出され、但木総長はユーモアを交えながら丁寧に答えていました。

模擬裁判(あなたも裁判員)

(9月30日)

検察官や職員が、裁判長・検察官・弁護人・被告人・証人役等を真剣に演じ、強盗致傷事件を題材に模擬裁判を開きました。会場のみならず、裁判員になったつも

りて有罪・無罪の判決に参加し、刑事裁判の雰囲気を感じてもらいました。



●模擬裁判の様子

人権イメージキャラクター「世界をシェアせに」ビデオ上映とコンサート

(10月1日)

人権啓発ビデオの上映と、歌手の大和田りつこさんと岡崎裕美さんによるコンサートを行いました。



●人権イメージキャラクターコンサートの様子

コンサートでは、人権イメージキャラクターの人KENまもる君と人KENあゆみちゃんのほか、アンパンマン、ばいきんまん、ドキンちゃんが特別ゲストとして出演し、会場を大いに盛り上げました。

司法制度改革シンポジウム《みんなで奏でる司法のハーモニー》

(10月1日)

赤れんが秋まつりのテーマ《みんなで奏でる司法のハーモニー》を踏まえ、まず、国民に身近な司法を目指して10月2日から業務を開始した日本司法支援センター(愛称「法テラス」)の大場次長から、コールセン

ターによる情報提供などの業務の紹介がされました。



●司法制度改革シンポジウムの様子

その後、裁判員制度を中心とした司法制度改革をめぐる、会場のみならずも交えて議論を交わしました。

パネリストとして松尾邦弘氏(前検事総長)、四宮啓氏(弁護士・早稲田大学法科大学院教授)、フィリップ・オステン氏(慶應義塾大学専任講師)、鈴木重子氏(ヴォーカリスト)、出口雄一氏(桐蔭横浜大学講師)を迎え、各人が裁判員制度に関する「ひとこと」をテーマとして発言しました。続いて、会場のみならずからの意見、質問にお答えしました。

会場から「行政訴訟こそ裁判員制度を導入すべきではないか」、「制度の導入で誤判を防ぐことができるか」などの真剣な質問も出て、各パネリストがそれぞれの経験に基づいて分かりやすく答えていました。

鈴木重子コンサート

(9月30日・10月1日)



●鈴木重子さんのコンサート

ヴォーカリスト鈴木重子さんが、優しい歌声で、「花」や「イマジン」などの曲を披露しました。鈴木さんは、本イベントのテーマ《司法のハーモニー》を美しく奏で、会場のみならずのこころを癒してくれました。

法務史料説明

赤れんが棟ツアー

(9月30日・10月1日)

明治に建築された旧司法省・法務省本館赤れんが棟(外観が国の重要文化財に指定)の建築史、法務史料展示室にある法務史料について、霞信彦氏(慶應義塾大学教授)が、また、赤れんが棟とその周辺の見所について、児玉圭司氏(清和大学非常



●赤れんが棟ツアーの様子

勤講師)、正田周大氏(法政大学大学院研究生)、当省OB等が分かりやすく説明しました。このほか、会社の電子証明の紹介、行刑関係史料・刑事参考品の展示、模擬雑居房・検察庁模擬取調室の公開、矯正・更生保護に関するパネル展など、盛りだくさんの催しでした。2日間で2800人が来場し、各会場・コーナーとも熱気にあふれ、大盛況なイベントとなりました。

※「法の日とは」

法の日とは、陪審法が施行された10月1日(施行日は昭和3年10月1日)を「司法記念日」と定め、その由来、その後、昭和35年に政府が10月1日を「法の日」と定め、国を挙げて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日としました。また、これに基づいて、昭和35年以来、毎年10月1日から一週間を「法の日」週間としています。

ぜひご利用ください! 法務省だより

Information

インフォメーション

★日本司法支援センター(愛称:法テラス)業務開始!

法テラスは、全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会を目指しています。法的な困りごとは法テラスへお電話ください。

日本司法支援センター

法テラス

おなやみなし ☎0570-078374

なくことないよ ☎0570-079714

●ホームページ <http://www.houterasu.or.jp>

★第26回全国中学生人権作文コンテストの結果について

昨年12月4日、人権擁護局と全国人権擁護委員連合会は、第26回全国中学生人権作文コンテストの表彰を行いました。今年度は、6,450校の中学校から799,103編の応募がありました。同コンテストの概要や、今年度の入賞作品の一部を、法務省のホームページに掲載しています。

●ホームページ <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>